

寒川町生活支援・介護予防サービス基盤整備推進会議設置要綱 (設置)

第1条 日常生活に支援を要する高齢者が住み慣れた地域で継続して生活できるために必要な生活支援サービス及び介護予防サービスの基盤整備の推進に関する必要な事項について協議を行うため、寒川町生活支援・介護予防サービス基盤整備推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 生活支援サービス及び介護予防サービスの体制整備についての情報共有又は連携強化に関すること。
- (2) 生活支援コーディネーター（介護予防・日常生活支援事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成27年厚生労働省告示196号）第4に規定する生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）をいう。）の選出に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか生活支援サービス及び介護予防サービスの基盤整備の推進に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 介護保険事業所連絡会の代表 1人
- (2) 寒川町内社会福祉法人の代表 1人
- (3) ボランティア団体連絡協議会の代表 1人
- (4) 寒川町老人クラブ連合会の代表 1人
- (5) 公益社団法人寒川町シルバー人材センターの代表 1人
- (6) 社会福祉法人寒川町社会福祉協議会の代表 1人
- (7) 寒川町地域包括支援センターの代表 1人
- (8) 寒川町民生委員児童委員協議会の代表 1人
- (9) 神奈川県茅ヶ崎保健福祉事務所の代表 1人
- (10) 公募による町民 1人

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任は妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 推進会議に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、推進会議を総括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会議の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、会議に際し、必要に応じて関係者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(秘密の保持)

第7条 推進会議の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 推進会議の庶務は、福祉部高齢介護課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、委員長が推進会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成27年11月6日から施行する。